

介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律案要綱

第一 改正の趣旨

高齢者が可能な限り住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、定期巡回・随時対応型訪問介護看護等の新たなサービス類型の創設、保険料率の増加の抑制のための財政安定化基金の取崩し、介護福祉士等による喀痰吸引等の実施等の措置を講ずること。

第二 介護保険法の一部改正

一 国及び地方公共団体の責務

国及び地方公共団体は、被保険者が、可能な限り、住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、介護サービスに関する施策、介護予防のための施策及び地域における自立した日常生活の支援のための施策を、医療及び居住に関する施策との有機的な連携を図りつつ包括的に推進するよう努めなければならないものとする。 (第五条第三項関係)

二 認知症に関する調査研究の推進等

国及び地方公共団体は、認知症の予防、診断及び治療並びに認知症である者の心身の特性に応じた介

護方法に関する調査研究の推進並びにその成果の活用に努めるとともに、認知症である者の支援に係る人材の確保及び資質の向上を図るために必要な措置を講ずるよう努めなければならないものとする。

。(第五条の二関係)

三 新たなサービスの創設

1 地域密着型サービスへの追加

地域密着型サービスに「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」及び「複合型サービス」を追加するものとする。指定地域密着型サービス事業者から、これらのサービスを受けたときは、地域密着型介護サービス費を支給するものとする。(第八条第十四項及び第四十二条の二第二項関係)

2 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」とは、次のいずれかに該当するものをいうものとする。(第八条第十五項関係)

- (一) 居宅要介護者について、定期的な巡回訪問により、又は随時通報を受け、その者の居宅において、介護を行うとともに、看護を行うこと。

(二) 居宅要介護者について、定期的な巡回訪問により、又は随時通報を受け、訪問看護を行う事業所と連携しつつ、介護を行うこと。

3 複合型サービス

「複合型サービス」とは、居宅要介護者について、訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、認知症対応型通所介護又は小規模多機能型居宅介護を二種類以上組み合わせることにより提供されるサービスのうち、訪問看護及び小規模多機能型居宅介護の組合せその他の居宅要介護者について一体的に提供されることが特に効果的かつ効率的なサービスの組合せにより提供されるサービスとして厚生労働省令で定めるものをいうものとする。 (第八条第二十二項関係)

四 指定都道府県事務受託法人に関する制度の創設

都道府県は、居宅サービスを行った者等に対して行う質問等について、当該事務を適正に実施することができると認められるものとして都道府県知事が指定する指定都道府県事務受託法人に委託できるも

のとする事。 (第二十四条の三関係)

五 市町村及び都道府県による主体的な取組の推進

1 地域密着型介護サービス費及び地域密着型介護予防サービス費の支給に関する事項

市町村は、地域密着型サービス等の種類その他の事情を勘案して厚生労働大臣が定める基準により算定した額を限度として、当該市町村が定める額を当該市町村における地域密着型介護サービス費等の額とすることができるとする事。 (第四十二条の二第四項及び第五十四条の二第四項関係)

2 指定居宅サービス事業者の指定に係る市町村長との協議に関する事項

(一) 市町村長は、厚生労働省令で定める居宅サービスの量が市町村介護保険事業計画で定める見込量に既に達している等の場合には、都道府県知事に対し、当該居宅サービスの指定について、市町村介護保険事業計画で定める定期巡回・随時対応型訪問介護看護等の見込量の確保のため必要な協議を求めることができるとし、当該都道府県知事は、その求めに応じるものとする事。 (第七条 十条第七項関係)

(二) 都道府県知事は、市町村長との協議の結果に基づき、厚生労働省令で定める基準に従って、当該

居宅サービスの指定をしないこととし、又は指定を行うに当たって、定期巡回・随時対応型訪問介護看護等の事業の適正な運営を確保するために必要と認める条件を付することができるものとする。こと。（第七十条第八項関係）

3 他市町村に所在する地域密着型サービス事業所及び地域密着型介護予防サービス事業所の指定手続の簡素化に関する事項

市町村長間の協議により事前の同意があるときは、他市町村に所在する地域密着型サービス事業所等の指定に当たって、所在地市町村長の同意を要しないものとするとともに、指定の簡素化を行うものとする。こと。（第七十八条の二第九項から第十一項まで及び第百十五条の十二第七項関係）

4 定期巡回・随時対応型訪問介護看護等に係る公募指定に関する事項

(一) 市町村長は、定期巡回・随時対応型訪問介護看護等の見込量の確保及び質の向上のために必要があるとき、対象となる期間、区域及び定期巡回・随時対応型訪問介護看護等を定めて、指定地域密着型サービス事業者の指定を、公募により行うものとする。こと。（第七十八条の十

三関係）

(二) 市町村長は、公募指定に当たっては、厚生労働省令で定める基準に従い、公正な方法で選考をし、地域密着型サービス事業者を決定するものとする。 (第七十八条の十四関係)

(三) 公募指定の有効期間は、六年を超えない範囲内で市町村長が定める期間とすること。 (第七十八条の十五関係)

六 介護サービス事業者の労働法規の遵守に関する事項

1 都道府県知事又は市町村長は、次のいずれかに該当する者については、介護サービス事業者の指定等をしてはならないものとする。 (第七十条第二項、第七十八条の二第四項、第七十九条第二項、第八十六条第二項、第九十四条第三項、第一百五十二条第二項、第一百五十二条の二第二項、第一百五十二条の三第二項、第一百五十二条の四第二項、第一百五十二条の五第二項、第一百五十二条の六第二項、第一百五十二条の七第二項、第一百五十二条の八第二項、第一百五十二条の九第二項、第一百五十二条の十第二項、第一百五十二条の十一第二項、第一百五十二条の十二第二項、第一百五十二条の十三第二項、第一百五十二条の十四第二項、第一百五十二条の十五第二項、第一百五十二条の十六第二項、第一百五十二条の十七第二項、第一百五十二条の十八第二項、第一百五十二条の十九第二項、第一百五十二条の二十第二項、第一百五十二条の二十一第二項、第一百五十二条の二十二第二項関係)

(一) 労働に関する法律の規定であつて政令で定めるものにより罰金刑に処せられ、その執行を終わるまでの者、又は執行を受けることがなくなるまでの者

(二) 労働保険の保険料の徴収等に関する法律により納付義務を負う保険料等の滞納処分を受け、引き続き滞納している者

2 都道府県知事又は市町村長は、介護サービス事業者が1(一)に該当するに至った場合には、指定の取消し等を行うことができるものとする。 (第七十七条第一項、第七十八条の十、第八十四条第一項、第九十二条第一項、第四百四条第一項、第四百十五条の九第一項、第四百十五条の十九、第四百十五条の二十九関係)

七 介護サービス情報の公表に関する事項

1 都道府県知事は、介護サービス事業者から報告された介護サービス情報を公表するとともに、必要と認める場合に調査を行うことができるものとする。 (第四百十五条の三十五第二項及び第三項関係)

2 調査事務及び情報公表事務に係る手数料について、指定調査機関及び指定情報公表センターに納めさせ、その収入とすることができる旨の規定を削除すること。 (第四百十五条の三十六第三項及び第四百十五条の四十二第三項関係)

3 都道府県知事は、介護サービスの質及び介護サービスに従事する従業者に関する情報の提供を希望する介護サービス事業者から提供を受けた当該情報について、公表を行うよう配慮するものとするこ

と。(第百十五条の四十四関係)

八 介護予防・日常生活支援総合事業の創設

1 市町村は、介護予防及び日常生活支援のための施策を総合的かつ一体的に行うため、厚生労働省令で定める基準に従って、地域支援事業として、次に掲げる事業を行うことができるものとする。

この場合においては、市町村は、次に掲げる事業の全てにつき一括して行わなければならないものとする。(第百十五条の四十五関係)

(一) 居宅要支援被保険者に対して、介護予防サービス等のうち市町村が定めるもの(指定介護予防サービス等)を受けている居宅要支援被保険者については、当該指定介護予防サービス等と同じ種類の介護予防サービス等を除く。)を行う事業

(二) 被保険者の地域での自立した日常生活の支援のための事業であつて厚生労働省令で定めるもの

(三) 居宅要支援被保険者(指定介護予防支援等を受ける者を除く。)の介護予防のため、(一)及び(二)の事業等が包括的かつ効率的に提供されるよう必要な援助を行う事業

2 介護予防・日常生活支援総合事業(介護予防事業、介護予防ケアマネジメント事業及び1(一)から(三)

までに掲げる事業をいう。)に係る費用負担は、介護予防事業と同様とすること(第二百二十二条の二、第二百二十六条等関係)

九 地域包括支援センターの機能強化

1 地域包括支援センターの設置者は、包括的支援事業の効果的な実施のために、介護サービス事業者、医療機関、民生委員、ボランティアその他の関係者との連携に努めなければならないものとする。と。(第十五条の四十六第五項関係)

2 市町村は、包括的支援事業の実施に係る方針を示して、当該事業を委託するものとする。と。(第十五条の四十七第一項関係)

十 市町村介護保険事業計画及び都道府県介護保険事業支援計画の見直し

1 市町村介護保険事業計画において、認知症である被保険者の地域における自立した日常生活の支援に関する事項、医療との連携に関する事項、高齢者の居住に係る施策との連携に関する事項等について定めるよう努めるものとする。と。(第一百七条第三項関係)

2 市町村は、当該市町村が定める区域ごとにおける被保険者の心身の状況、その置かれている環境等

を正確に把握した上で、これらの事情を勘案して、市町村介護保険事業計画を作成するよう努めるものとする。 (第百十七条第五項関係)

3 市町村介護保険事業計画は、居住に関する事項を定める計画と調和が保たれたものでなければならぬものとし、都道府県介護保険事業支援計画は、高齢者の居住の安定確保に関する法律に規定する高齢者居住安定確保計画と調和が保たれたものでなければならぬものとする。 (第百十七条第七項及び第百十八条第六項関係)

十一 財政安定化基金の特例
都道府県は、平成二十四年度に限り、財政安定化基金の一部を取り崩すことができるものとする。
(附則第十条関係)

十二 その他
1 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の趣旨に沿って、都道府県が処理することとされている事務で政令で定めるものは、指定都市又は中核市が行うものとする。 (第百二十七条の二関係)

2 その他所要の規定の整備を行うこと。

第三 老人福祉法の一部改正

一 事業及び市町村老人福祉計画等に関する事項

1 老人居宅生活支援事業、市町村老人福祉計画等に関する規定を介護保険法の改正内容に沿って整理すること。（第五条の二、第二十条の八第三項等関係）

2 複合型サービス福祉事業を老人居宅生活支援事業に位置付けること。（第五条の二第七項関係）

二 有料老人ホーム等の利用者保護

1 認知症対応型老人共同生活援助事業を行う者及び有料老人ホームの設置者は、日常生活上必要な便宜の供与の対価として受領する費用を除くほか、権利金その他の金品を受領してはならないものとすること。（第十四条の四第一項及び第二十九条第六項関係）

2 認知症対応型老人共同生活援助事業を行う者及び有料老人ホームの設置者は、前払金を受領する場合においては、入居日から厚生労働省令で定める一定の期間を経過する日までの間に、契約が解除され、又は入居者の死亡により終了した場合に当該前払金の額から厚生労働省令で定める方法により算

定される額を控除した額に相当する額を返還する旨の契約を締結しなければならないものとする。

(第十四条の四第三項及び第二十九条第八項関係)

三 特別養護老人ホームの設置主体の見直し

社会医療法人について、特別養護老人ホーム及び養護老人ホームの設置を可能とすること。(第十五

条第四項関係)

四 後見等に係る体制の整備

市町村及び都道府県は、後見、保佐及び補助の業務を適正に行うことができる人材の育成等に努める

ものとする。 (第三十二条の二関係)

五 その他

1 老人健康保持事業の助成の業務等を行う指定法人に係る規定を削除すること。(第四章の二関係)

2 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の趣旨に沿って、市町村老人福祉計画及び都道府県老

人福祉計画について、所要の規定の整備を行うこと。(第二十条の八及び第二十条の九関係)

3 その他所要の規定の整備を行うこと。

第四 社会福祉法の一部改正

複合型サービス福祉事業を第二種社会福祉事業とすること。（第二条第三項第四号関係）

第五 健康保険法等の一部を改正する法律の一部改正

- 一 介護療養型医療施設について、平成二十四年四月一日の時点で指定を受けているものについては、平成三十年三月三十一日までの間、介護療養型医療施設に係る規定は、なおその効力を有するものとする
こと。（附則第三百三十条の二関係）
- 二 その他所要の規定の整備を行うこと。

第六 社会福祉士及び介護福祉士法の一部改正

一 介護福祉士による喀痰吸引等の実施

1 介護福祉士は、喀痰吸引その他の身体上又は精神上的の障害があることにより日常生活を営むのに支障がある者が日常生活を営むのに必要な行為であつて、医師の指示の下に行われるもの（厚生労働省令で定めるものに限る。）を行うことを業とするものとする。こと。（第二条第二項関係）

2 介護福祉士は、保健師助産師看護師法の規定にかかわらず、診療の補助として喀痰吸引等を行うこ

とを業とすることができるものとする。 (第四十八条の二第一項関係)

二 認定特定行為業務従事者による特定行為の実施

1 介護の業務に従事する者（介護福祉士を除く。）のうち、認定特定行為業務従事者認定証の交付を受けている者は、保健師助産師看護師法の規定にかかわらず、診療の補助として、医師の指示の下に、特定行為（喀痰吸引等のうち当該認定特定行為業務従事者が修了した喀痰吸引等研修の課程に応じ、厚生労働省令で定める行為をいう。以下同じ。）を行うことを業とすることができるものとする。 (附則第三条第一項関係)

2 認定特定行為業務従事者認定証は、介護の業務に従事する者に対して認定特定行為業務従事者となるのに必要な知識及び技能を修得させるため、都道府県知事又はその登録を受けた者が行う喀痰吸引等研修の課程を修了したと都道府県知事が認定した者でなければ、その交付を受けることができないものとする。 (附則第四条第二項関係)

三 登録研修機関

都道府県知事は、登録を申請した者が喀痰吸引等に関する法律制度及び実務に関する科目について喀

痰吸引等研修の業務を実施するものであること等の要件の全てに適合しているときは、登録研修機関の登録をしなければならないものとする。こと。 (附則第八条第一項関係)

四 喀痰吸引等業務等の登録

1 自らの事業又はその一環として、喀痰吸引等又は特定行為の業務を行おうとする者は、その事業所ごとに、その所在地を管轄する都道府県知事の登録を受けなければならないものとする。こと。 (第四十八条の三第一項及び附則第二十条第一項関係)

2 都道府県知事は、登録を申請した者が医療関係者との連携が確保されているものとして厚生労働省令で定める基準に適合していること等の要件の全てに適合しているときは、登録喀痰吸引等事業者又は登録特定行為事業者の登録をしなければならないものとする。こと。 (第四十八条の五及び附則第二十条第二項関係)

五 この法律の施行の際現に介護の業務に従事する者であつて、この法律の施行の際必要な知識及び技能の修得を終えている特定行為について、喀痰吸引等研修の課程を修了した者と同等以上の知識及び技能を有する旨の都道府県知事の認定を受けた者に対しては、認定特定行為業務従事者認定証を交付するこ

とができるものとする。 (改正法附則第十四条関係)

六 その他所要の規定の整備を行うこと。

第七 社会福祉士及び介護福祉士法等の一部を改正する法律の一部改正

一 介護福祉士の資格取得方法の見直しに係る改正規定の施行期日を、平成二十四年四月一日から平成二十七年四月一日に変更すること。 (附則第一条関係)

二 その他所要の規定の整備を行うこと。

第八 福祉用具の研究開発及び普及の促進に関する法律の一部改正

福祉用具の研究開発及び普及に係る助成の業務等を行う指定法人に係る規定を削除すること。 (第三

章関係)

第九 施行期日等

一 施行期日

この法律は、平成二十四年四月一日から施行すること。ただし、第三の五の1、第五、第七及び第八の改正規定については公布の日から施行すること。

二 経過措置等

この法律の施行に関し、必要な経過措置を定めるとともに、関係法律について所要の規定の整備を行うこと。